

# 介護保険総合データベースの活用 (参考資料)

## 介護保険給付費請求書データに格納されている主なデータ

- 1) 事業所に関する情報
  - ・ 住所
  - ・ サービス種類
  - ・ 加算の算定状況事業の開始、休止、廃止、再開年月日
- 2) 利用者に関する情報
  - ・ 生年月（日は欠損）
  - ・ 要介護状態区分
  - ・ 認定有効期間
  - ・ 保険分給付率

## 要介護認定データに格納されている主なデータ

- 1) 要介護認定一次判定
  - ・ 基本調査74項目
  - ・ 主治医意見書のうち、短期記憶、認知能力、伝達能力、食事行為、認知症高齢者の日常生活自立度の項目
  - ・ 要介護認定基準時間
  - ・ 一次判定結果
- 2) 要介護認定二次判定
  - ・ 認定有効期間
  - ・ 二次判定結果

現状・課題

## 医療と介護のデータを連結した分析について

医療と介護のデータ連結について「経済財政運営と改革の基本方針2016」等の中で、下記のように決定された。

### 骨太の方針

経済財政運営と改革の基本方針2016  
(平成28年5月18日)

#### 第3章 経済・財政一体改革の推進

##### 5. 主要分野毎の改革の取組

##### (1) 社会保障

##### ) 医療

医療費の増加要因や地域差の更なる分析、医療・介護データを連結した分析等

医療・介護の総合的な対策を推進するために、双方のデータを連結した分析や「見える化」を推進する。「見える化」の推進に向け、今後さらに増大する施策や研究利用のニーズに対応するため、拡充したNDBのサーバーの活用等を進める。

### 社会保障ワーキング・グループ

経済財政諮問会議 経済・財政一体改革推進委員会  
社会保障ワーキング・グループにおける「見える化」の  
更なる深化等に関する議論のまとめ(平成28年4月19日)

##### (3) その他

「医療＋介護」の見える化

- これまで専ら別々に分析されてきた医療費と介護費について、両者をクロスさせた分析を行ったところ、両方多い地域や医療は多く介護は少ない地域等、都道府県ごとの特徴が明らかになった。今後の医療や介護に係る計画策定や施策の検討に当たっては、都道府県ごとに、それぞれの医療・介護のバランス等の特徴を認識した上で、その特徴を踏まえた検討を行うことが重要である。
- 医療・介護は密接に関連するものであり、総合的な対策を推進するために、双方のデータを連結した分析を推進する。

## 地域包括ケア「見える化」システムの目的

- 都道府県・市町村における**介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム**である。
- 地域間比較等による現状分析から課題抽出が容易になり、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなる。
- また、都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携をしやすくなる。
- **住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有**でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなる。

### 都道府県

介護保険事業支援計画担当

医療施策担当

住宅施策担当

介護予防・生活支援施策担当

保健所

### 市町村

介護保険事業計画担当

在宅医療介護連携施策担当

住宅施策担当

介護予防・生活支援施策担当

地域包括支援センター

連携促進

### 地域包括ケア「見える化」システム

自治体・国民  
共通機能

介護・医療の現状分析・課題抽出支援

課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援

自治体向け  
機能

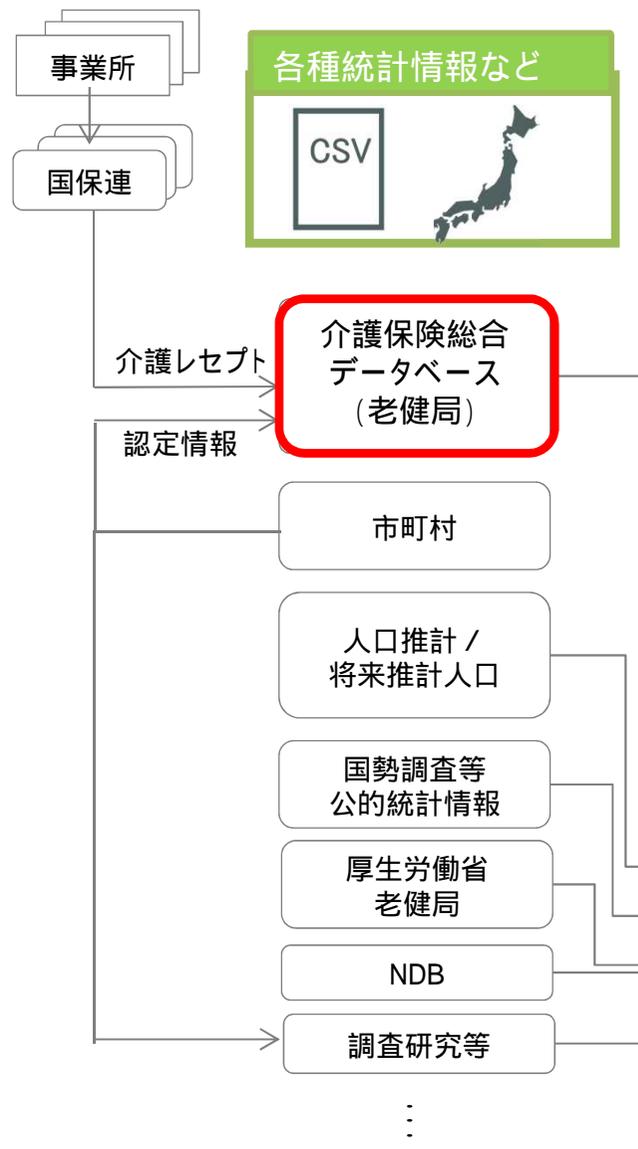
介護・医療関連計画の実行管理支援

介護サービス見込み量等の将来推計支援(7期以降)

国民

# 地域包括ケア「見える化」システムにおけるデータ利活用のイメージ

## Input (情報入力元)

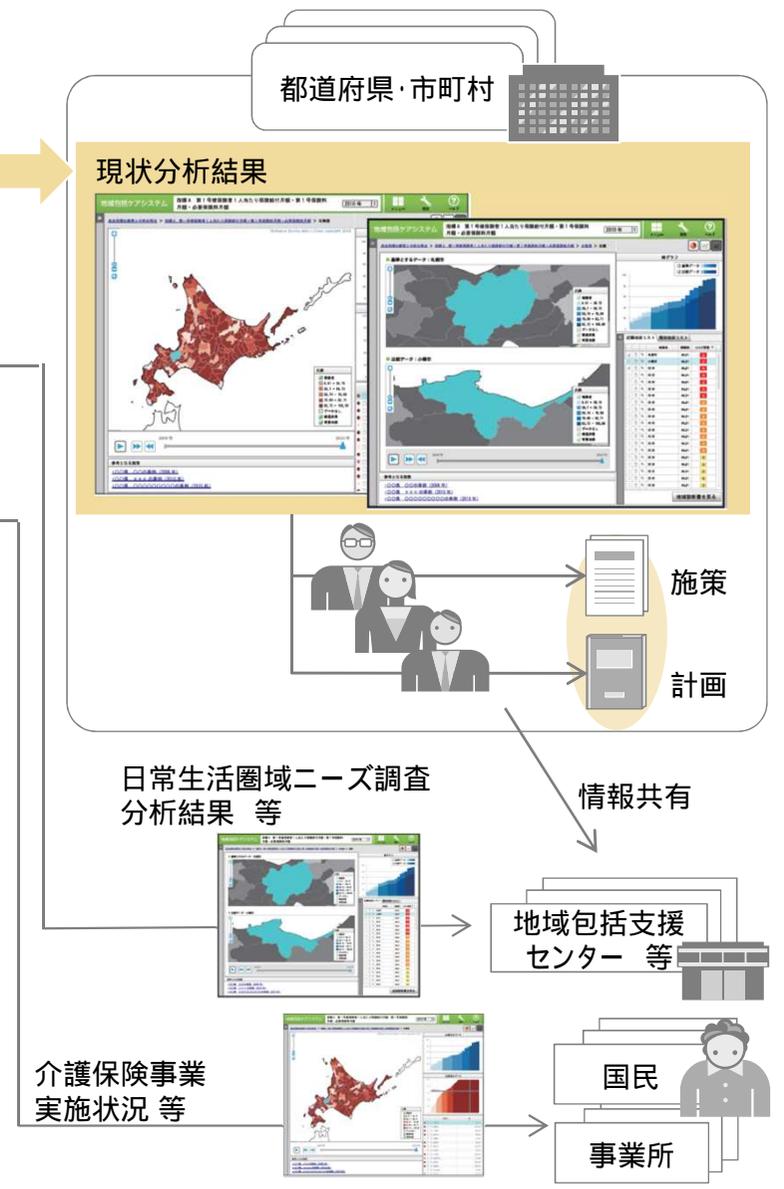


## 地域包括ケア「見える化」システム

システム機能	
現状分析	現状分析・課題抽出に有効な指標群を随時自動的に算出・提供
	指標群の解釈・課題抽出のポイント等の助言
	日常よく活用する指標群等の保存
	地域資源の位置情報・基本情報の提供
施策検討	GIS・グラフ等によって直感的に分析
	好事例等を検索・閲覧
将来推計	サービス見込み量、保険料等の将来推計
	将来推計の考え方、適切に推計するための留意点等の助言
実行管理	計画値と実績値の乖離状況の管理、地域間比較等の分析

データ項目 大分類	
1	要介護認定情報
2	介護保険給付費請求書情報
3	日常生活圏域ニーズ調査情報
4	地域別推計人口
5	公的統計 小地域メッシュ情報
6	調査研究結果データ
7	医療保険給付費請求書情報
8	施策情報
...	...

## Output (情報利活用)



# NDBの利用概念図

## 高齢者医療確保法に基づく利用

厚生労働省保険局総務課  
医療費適正化対策推進室

都道府県

医療費適正化計画の作成等  
のための調査及び分析等

国による分析

国が公表する結果のほか、都道府県が、国に対し、医療費適正化計画の評価等に必要情報の提供を要請

結果の公表

都道府県による  
分析等

## 左記の本来目的以外の利用

厚生労働省内の他部局、  
他課室・関係省庁・自治体

研究開発独法、大学、保険者中央団体、  
公益法人、国から研究費用を補助されて  
いる者(民間企業含む)等

医療サービスの質の向上等  
を目指した正確な根拠に基づく  
施策の推進

(例)  
地域における医療機関への受  
療動向等の把握 等

医療サービスの質の向上等を目  
指した正確な根拠に基づく施策  
の推進に有益な分析や研究  
学術研究の発展に資する目的で  
行う分析・研究

有識者会議における審査

データ利用の目的や必要性等について審査  
データ利用の目的として「公益性の確保」が必要

データ提供の  
可否について  
助言

データ提供の可否の決定

# データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会

本格的なICT時代の到来に踏まえ、効率的で質の高い医療の実現を目的として、ICTの活用、ビッグデータの活用により保険者機能を強化する新たなサービス等を検討する。

具体的には、

データヘルス事業の推進など保険者機能を強化する新たなサービス

マイナンバー制度のインフラ等のICTとビッグデータを活用した医療の質、価値を飛躍的に向上させる新たなサービス

ICTの活用による審査業務の一層の効率化・統一化と審査点検ノウハウの集積・統一化等

について検討する。併せて、新たなサービスを担うにふさわしい組織・ガバナンス体制について、既存の業務・組織体制を前提とせずに検討する。

飯塚 正史	元明治大学大学院客員教授	宮田 裕章	慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教授
尾形 裕也	東京大学政策ビジョン研究センター 健康経営研究ユニット特任教授	森 昌平	日本薬剤師会副会長
葛西 重雄	情報処理推進機構CIO補佐官	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼 社長	森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所所長
佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科教授	山口 武之	日本歯科医師会理事
神成 淳司	慶應義塾大学環境情報学部准教授	山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
西村 周三	医療経済研究機構所長	山本 雄士	ソニーコンピュータサイエンス研究所リサーチャー
林 いづみ	桜坂法律事務所弁護士	山本 隆一	自治医科大学客員教授
松原 謙二	日本医師会副会長		

# データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会 当面の検討事項の整理（案）

平成28年7月8日

本検討会では、本格的なICT時代の到来を踏まえ、ICT・ビッグデータを活用した保険者機能強化と医療の質の向上のための新たなサービスや、ICTの活用による審査業務の一層の効率化・統一化の推進等について、議論を進めてきた。これまでの議論を踏まえ、以下の事項について、当面検討することとしてはどうか。

## 検討事項

### （１）審査の効率化と審査における不合理な差異の解消について

審査事務の効率化を推進するため、どのような方法が考えられるか

- ・コンピュータチェックと職員の審査の役割分担をどのように見直すべきか
- ・コンピュータチェックにおいてAIをどのように活用できるか

審査における不合理な差異をどのように解消していくべきか

- ・審査支払機関間、地域間の審査の差異をどのように「見える化」するか
- ・ICTを活用した審査基準の統一化を具体的にどう進めていくか

審査の効率化や質の向上を図る観点から支払基金と国保連のレセプトデータの連結等についてどう考えるか

### （２）医療・介護のサービスの質を高めるためのデータ活用について

保険者機能の推進のため、具体的にどのように審査支払機関等のデータを活用することが考えられるか

地域包括ケア推進のため、具体的にどのように審査支払機関等のデータを活用することが考えられるか

- ・医療と介護のデータを合わせて、どのような分析・利活用が可能か

データの活用を進める上で、審査支払機関はどのような役割を担うべきか

- ・審査支払機関はデータを用いて何をすべきか

上記のほか、データ活用を進める上で、どのような課題があるか

## 今後の検討の進め方

これらの事項の検討を進めるに当たって、（１）（２）それぞれについて、本検討会の構成員からなるワーキンググループを設置し、具体的な方策について集中的に検討を進めることとしてはどうか。

その上で、秋以降、ワーキンググループの検討結果を踏まえ、データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けて、具体的な組織・体制も含め、審査支払機関の在り方について検討を進めることとしてはどうか。

# 参考条文

## NDBの根拠規定

### 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 抄

- 第16条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。
- 一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
  - 二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 2 保険者及び第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

### 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号) 抄

- 第5条 法第16条第1項第1号の厚生労働省令で定める事項は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並びに法第18条第1項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報とする。
- 2 法第16条第1項第2号の厚生労働省令で定める事項は、医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。
- 3 法第16条第2項の規定により、厚生労働大臣から同条第1項に規定する情報の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合(法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)は、当該情報を、電子情報処理組織(保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、法第16条第3項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、同条第1項に規定する調査及び分析に必要な情報を提供する場合について準用する。

# 参考条文

## NDBの根拠規定

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成22年厚生労働省告示第424号） 抄

### 第2 データの利用目的

#### 1 データの利用目的

- (1) データは、法第16条第1項の規定に基づき、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。
- (2) 都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、調査及び分析を行うために、法第9条第6項及び第15条第1項の規定に基づき、都道府県知事が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、厚生労働大臣は、(1)の調査及び分析結果のほか、当該求めに係るデータを都道府県知事に提供することができる。

### 第3 データの提供

#### 1 利用及び提供の制限

- (1) 第2に規定する場合を除き、データは管理責任者以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

厚生労働省、その他の国の行政機関、地方公共団体等が、法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、医療サービスの質の向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進のために利用する場合であって、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

に規定する以外の場合であって、に規定する施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該分析・研究に必要な限度で当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの分析方法、データの使用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

- (2) (1)のいずれかに該当する場合にあっては、利用目的の達成に必要な範囲で、必要に応じて加工を行った上でデータを提供するものとする。

# 参考条文

## NDBの根拠規定

### 2 データの利用に係る申請及び審査

1の(1)のいずれかに規定する承認は、データの利用に係る申請に対し、当該データの利用の公益性等を厚生労働大臣が個別に審査した上で行うものとする。

### 3 提供を受けたデータの取扱い

1の(1)のいずれかに該当し、データの提供を受けようとする者は、提供を受けるデータを適正に管理した上で、承認された目的等の範囲内で当該データを利用し、承認時にデータ利用者として承認された者以外の者が当該データを利用することのないよう徹底するものとする。

### 4 個人情報の取扱い

提供を受けようとするデータが個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第2項に規定するものをいう。)を含む場合は、1及び2のほかに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、提供の可否を判断するものとする。

## 第4 有識者からの意見聴取

1 厚生労働大臣は、第3の2に規定する審査を行うにあたり、申請内容から見て、意見を求めることが明らかに必要でない場合を除き、有識者から構成される会議(以下「有識者会議」という。)の意見を求めるものとする。

2 有識者会議は、第3の2に規定する審査について厚生労働大臣から意見を求められた場合、データ利用の公益性等については、次に掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上で、合議を経て意見を述べるものとする。

データの利用目的

データ利用の必要性等

データ利用の緊急性

データ利用申請に関連する分野での過去の実績及びデータ分析に係る人的体制

データの利用場所並びに保管場所及び管理方法

データ分析の結果の公表の有無

3 1及び2に規定するもののほか、有識者会議における検討に関する細則は、厚生労働省保険局長が必要に応じ定めるものとする。

# 参考条文

## NDBの根拠規定

### レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン 抄

#### 4 提供依頼申出者の範囲

レセプト情報等の提供依頼申出者の範囲は、国の行政機関（注1）、都道府県、研究開発独立行政法人等（注2）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院含む）、医療保険各法に定める医療保険者の中央団体（注3）、医療サービスの質の向上等をその設立目的の趣旨に含む国所管の公益法人（注4）の各機関に所属する研究者等及び提供されるデータを用いた研究の実施に要する費用の全部又は一部を国の行政機関から補助されている者とする。

なお、提供依頼申出にあたっては、提供依頼申出者が当該提供依頼をすること及び提供を依頼するレセプト情報等を利用した研究を行うことを所属機関が承認していることを要件とする。また、上記の者以外で、上記の者からの委託又は上記の者との共同研究により、研究を行う者が提供を申し出るとは認めず、原則として上記の者から提供依頼申出を行うものとする。

- （注1）法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣府の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。
- （注2）研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）別表2に掲げる研究開発法人及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に規定する独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいう。
- （注3）国民健康保険中央会、健康保険組合連合会、全国健康保険協会、共済組合連盟、地方公務員共済組合協議会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。
- （注4）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）に規定する特例民法法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人をいう。